

香取市農業委員会農地法第3条審査基準

(平成24年4月19日制定)

【審査基準】

- 1 農地法第3条第1項の許可に当たっては、同条第2項各号に該当しないか、又は同条第2項第2号及び第4号に係る部分に限り同条第3項の適用を受ける場合に同条第3項各号すべてを満たすかについて審査する。
- 2 審査に当たっては、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第11条各号の事項について審査する。
- 3 農地法第3条第2項各号に該当しないかどうかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知)」別紙1の第3の3乃至8による。
- 4 農地法第3条第3項各号に該当しないかどうかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知)」別紙1の第3の9及び10による。
- 5 審査に当たっては、上記のほか、「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知)」別紙1の第1、第3の1及び同2を考慮して審査する。

附 則

この審査基準は、制定の日より施行し、平成24年4月1日から適用する。